

---

令和4年大和町議会6月定例会議会議録

---

令和4年6月1日（水曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政 策 課 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 眞 琴		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前10時00分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

ただいまから、令和4年大和町議会6月定例会議を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番今野善行君、10番渡辺良雄君を指名します。

---

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から6月7日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から6月7日までの7日間に決定しました。

---

「諸般の報告」

議 長 (高平聡雄君)

これから諸般の報告を行います。

町長より、報告事項があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、おはようございます。今日からよろしく願いいたします。

議会定例会会議に当たりまして、諸般の報告を申し上げたいと思います。

報告案件につきましては、事業の繰越し関係ですね、そういった関係と、あと公社の決算関係でございますが、それぞれにつきまして担当課よりご説明申し上げますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

皆さん、おはようございます。

それでは、手元の諸般の報告の資料に従いましてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開き願います。

繰越し明許費繰越し計算書でございます。令和3年度大和町一般会計予算につきまして、別紙、繰越し計算書のとおり、繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてご報告を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

こちらには全部で13の事業がございます。一番上の事業から、それぞれ完成予定時期をご説明申し上げます。2款1項公共施設等総合管理計画改定支援につきましては、9月末を予定しております。3款1項住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、対象世帯に10万円を給付する事業でございます、10月中旬までとなっております。3款2項子育て世帯等への臨時特別給付金は、対象児童に10万円を給付する事業でございます、4月27日に支払いを完了いたしております。5款2項林道橋梁補修は、9月末であります。次の森林経営管理制度意向調査等は、6月末であります。7款2項道路維持管理は、複数の道路がございます、山下大沢線と、長丁線の側溝修繕は5月末で完了しており、天皇寺柿木線の舗装修繕は、6月末であります。次の道路新設改良は、悟溪寺橋修繕ですとか、天皇寺地区の排水工事がございまして、5月中に完了しておりますが、そのほか、（仮称）下草橋関連事業等もございまして、そちらは9月末でございます。次の橋梁維持管理は、山津沢橋補修工事で5月中に完了いたしております。7款4項都市計画街路整備は、吉田落合線の用地測量、そのほか分筆登記ござい

ます。そのほか、北四番町大衡線の事業負担金などございまして、5月末でございます。ほかに、吉田落合線の工事がございまして、そちらは令和5年3月を予定いたしております。次に、7款5項子育て支援住宅建築実施設計は、宮床地区、吉田地区でありまして、6月末でございます。9款2項吉岡小学校改築実施設計は、6月末であります。9款5項大和町総合体育館改修工事実施設計は、6月中旬となっております。10款3項福島県沖地震災害復旧費は、庁舎の外壁工事でありまして、4月からの施工開始となりまして、6月末までの工事予定となっております。

合計金額は、繰越議決額7億8,136万3,000円に対しまして、実際の繰越額は7億281万7,000円でございます。

財源内訳につきましては、国庫支出金が3億4,454万7,000円、県支出金が413万8,000円、地方債が1億930万円、一般財源が2億4,483万2,000円となっております。

一般会計分は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

続きまして、報告書3ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

令和3年度大和町下水道事業特別会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。4ページであります。

繰越計算書であります。3月議会におきましてご可決いただきました繰越明許費につきまして、本計画書により報告するものであります。

1款土木費2項下水道建設費の公共下水道整備であります。設計業務1件、工事2件の3件であります。それぞれの完了予定時期をご説明させていただきます。公共下水道汚水管渠改築更新の実実施設計業務につきましては、9月末を予定しております。公共下水道マンホールポンプ場松坂蛭川ポンプ場の設備更新工事につきましては、令和5年2月末を、公共下水道雨水マンホール更新工事につきましては、12月末を予定しております。ご可決いただきました繰越金額2,701万円で翌年度に繰り越した金額も同額の2,701万円となっております。財源の内訳につきましては、国庫支出金が1,315万円、地方債が1,310万円、一般財源が76万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは、続きまして、5ページをお願いいたします。

令和3年度大和町一般会計予算につきまして、別紙の繰越計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

6ページをお願いいたします。

こちらには2件ございます。いずれも3月16日に発生いたしました福島県沖地震に関係する事業でございます。1件目の4款2項災害廃棄物収集運搬につきましては、一番右の説明欄をご覧ください。地震による災害廃棄物収集運搬業務につきまして、災害廃棄物の最終処分に係ります県及び仙台市との区域外処理の協議調整に時間を要しましたことから、年度内の完了が困難になったものでございます。現在、受入れ先との協議によりまして、6月末までの予定となっております。

2件目の9款3項高架水槽漏水補修につきましては、3月16日の地震によりまして大和中学校の飲料水高架水槽の漏水がございました。その補修につきまして工事に要します部品の調達に不測の日数を要しましたことから、年度内完了が困難になったものでございます。なお、この工事につきましては、4月末で完了いたしております。

一番下の合計をご覧ください。

事故繰越しに係ります支出負担行為額につきましては103万4,000円でございます、全額一般財源となっております。

事故繰越しにつきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

続きまして、7ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書でございます。令和3年度大和町下水道事業特別会計予算に



ついて、別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものであります。

8ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書でございます。1款土木費2項下水道建設費の公共下水道汚水管布設工事であります。繰越しの事由といたしましては、本年3月16日に発生いたしました福島県沖地震によります舗装のクラックにつきまして、道路管理者との復旧方法の協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったものでございます。工事につきましては、5月末に完了しております。事故繰越しに係ります支出負担行為額につきましては、439万2,300円で、このうち前払い金の支出済額が150万円でございます。この差引きが支出未済額となりまして、289万2,300円となり、翌年度繰越額と同額となります。財源の内訳につきましては記載のとおりであります。

以上、報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

予算繰越計算書でございます。令和3年度大和町水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

10ページをお願いいたします。

繰越し計算書であります。地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越しであります。1款資本的支出1項建設改良費で、事業名としましては、布替4号令和3年度配水管布設替工事町道東1号線外3と、布設2号令和3年度配水管布設工事町道権現堂下線の2件であります。布替4号の繰越し事由につきましては、本年3月16日に発生しました福島県沖地震によります舗装のクラックにつきまして、道路管理者との復旧方法の協議に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったものでございます。

2件目の布設2号につきましては、工事の通行止めを行うに当たり、隣接地からの要望により通行止め期間を延期したことから、年度内完了が困難となっております。

布替4号の予算計上額は2,470万8,200円、支払い義務発生額とする、前払い金1,010万円を除きます翌年度繰越額は1,460万8,200円となり、財源の内訳は記載のとおりであります。

布設2号の予算計上額は550万円、支払い義務発生額とする前払い金220万円を除きます翌年度繰越額は330万円となり、財源の内訳は記載のとおりであります。

2件合計の予算計上額としましては3,020万8,200円、支払い義務発生額とする前払い金1,230万円を除きます翌年度繰越額は1,790万8,200円となるもので、財源の内訳は記載のとおりであります。

なお、布替4号の配水管布設替工事につきましては4月末に完了、布設2号の配水管布設工事につきましては5月末に完了しております。

以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、11ページをお願いいたします。

まちづくり政策課より令和3年度株式会社大和町地域振興公社決算につきまして、ご報告を申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、別冊決算書のとおり報告するものでございます。

なお、決算報告書につきましては、令和4年5月24日に開催されました定期株主総会におきまして承認されているものでございます。

それでは、別冊の決算報告書1ページをお願いいたします。

初めに、第30期事業報告でございます。第30期の事業につきましては、事業計画に基づきまして事業を執行してまいり、目標をほぼ達成することができたところでございます。その概要につきましては、町からの受託事業であります七ツ森湖畔公園などの施設管理者事業で4,793万1,000円、都市公園などの指定管理者業務で3,493万3,000円、町民研修センターの受付、日直巡視業務につきまして581万1,000円、受託外業務が1,067万2,000円、町道維持管理業務で1,864万9,000円、収益事業では、地場産品売上手数料、自動販売機売上手数料など合わせまして316万3,000円の販売額となったところでございます。令和3年度におきましても新型コロナウイルスの影響が続きました、ふれあいの里バンガローの使用中止や、各イベントの開催中止によりまして、売上げが減少した部分もございましたが、除雪業務におきましては、令和2年度に続き降雪日数が多くなりましたことから、870万99,000円の売上となったところでございます。

そのほかに、町の緑地や施設等の除草、剪定業務などのほか、個人の方を中心にご依頼がございました蜂の巣駆除を行ったところでございます。さらには、新型コロナウ

イルス対策といたしまして、町内公園などへの施設利用の注意喚起を引き続き行いましたほか、3月に発生いたしました地震の際には、安全点検等の緊急対応を行ったところでございます。また、新規事業の七ツ森湖畔公園を中心としましたレンタサイクル、サブチャリでは、利用者に好評をいただき、317件、346人の方にご利用いただいたところでございます。その結果、営業収支で647万6,000円の当期純利益を計上することができたものでございます。

次に、2の会議等の開催状況でございます。取締役会定期株主総会につきましては、記載のとおり開催されたものでございます。

3につきましては、第30期の役員名簿でございます。

続きまして、決算報告でございます。3ページの貸借対照表をお願いいたします。

初めに、資産の部でございます。流動資産につきましては、現金預金が1億6,625万8,756円、棚卸資産とその他の流動資産を合わせました合計が、1億7,496万3,660円でございます。

次に、固定資産につきましては、有形固定資産と無形固定資産を合わせました合計が529万1,570円となり、資産の部の合計は1億8,025万5,230円でございます。

続きまして、表の右側上段の負債の部につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして、合計が3,026万4,890円でございます。

表下段の純資産の部につきましては、株主資本のうち、資本金1,250万円、利益剰余金につきましては、更新積立金400万円、社屋建設積立金1億1,000万円、繰越し利益剰余金が2,349万340円で、そのうち当期利益につきましては647万6,183円でございます。利益剰余金合計は1億3,749万340円、純資産の部の合計は1億4,999万340円となっております。

この結果、負債、純資産の部の合計は1億8,025万5,230円となったものでございます。

次に、4ページの損益計算書でございます。

初めに、経常損益の部でございます。売上高計が1億2,116万1,525円、売上げ原価計が105万6,895円でありましたことから、売上げ総利益は1億2,010万4,630円となったものでございます。販売費一般管理費につきましては1億1,013万9,217円で、その内訳につきましては5ページに記載をいたしております。このことによりまして、営業利益は996万5,413円でございます。営業外収益は6万1,670円、営業外費用はございませんでしたので、経常利益は1,002万7,083円となったところでございます。特別損益の分につきましては、特別損失はございませんでしたので、税引き前の当期利

益が1,002万7,083円、法人税等を差し引きました647万6,183円が当期の利益でございます。

続きまして、6ページでございます。6ページにつきましては、監査報告書でございます。

次に、7ページは、令和4年度第31期の事業計画書でございます。

8ページをお願いいたします。8ページにつきましては、事業計画に基づきます収支見込み書。

次に、9ページにつきましては、令和4年度の販売費及び一般管理費となっております。

以上が、大和町地域振興公社の決算についてのご報告でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で諸般の報告を終わります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。

ここで、町長より行政報告があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

改めまして、おはようございます。

それでは、6月定例会議に当たりまして、行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和4年大和町議会6月定例会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症でございます。今年のゴールデンウィークは3年ぶりに行動制限のない大型連休となりましたことから、全国での感染拡大が懸念されておりましたが、全国的には5月12日以降は緩やかな減少傾向となっております。しかし、県内及び本町では高止まりの状況であり、保育施設などでのクラスターも発生いたしておりますので、引き続きワクチン接種に加え、マスク着用などの感染防止対策へのご理解、ご協力をお願いいたします。

本町の新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種状況につきましては、5月27日時点で全町民の55.2%の方が接種を終えている状況となっております。また、5月20日に大和町ホームページにも掲載いたしておりますが、4回目の接種につきましては、3回目の接種を受けてから5か月を経過した60歳以上の方などを対象に接種を開始し

ております。

接種券の発送につきましては、5月25日から対象者の皆様に順次郵送を始めておりますので、引き続き早めの接種につきましてご協力をお願いするとともに、町といたしましても一日も早い終息に向けて適切に対応を図ってまいります。議会の皆様におかれましても、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、吉岡西部地区の市街化区域編入につきましてご報告申し上げます。

仙塩広域都市計画区域区分の変更につきましては、これまで宮城県や国などの関係機関と各種協議や手続を進めてまいりましたが、去る5月13日付で、宮城県知事から市街化区域編入の告示をいただいております。今後につきましては、土地区画整理事業の事業認可が必要となりますことから、本年8月頃を目標に鋭意準備を進めてまいります。

また、本定例会におきまして本事業に係ります条例及び特別会計予算を提出させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、町内立地企業の動向についてご説明申し上げます。

仙台小林製薬株式会社様におかれましては、5月20日に新工場の起工式が挙行され、私もお祝いの席にお招きいただきました。

同社様におかれましては、平成6年6月に、第一仙台北部中核工業団地内で本格稼働されて以降、消炎鎮痛剤「アンメルツ」、洗眼薬「アイボン」及び液体ばんそうこう「サカムケア」など、世界でも人気の商品を生産されております。

新工場は「全世界に供給可能な医薬品工場」をコンセプトに、世界各国の法規制に対応した製品を製造し、大和町から全世界への展開を加速していくこととされております。新工場の着工は、本日6月1日からとなり、約250億円を投じて令和7年度中の稼働を予定されております。現在は、富山工場に次ぐ規模となっておりますが、新棟の稼働後は売上高ベースで国内最大規模の工場になる見込みとなっております。

同社様には、これまで「まほろば夏まつり」など、本町の行事に積極的にご参加をいただき、また、地域貢献活動や地域雇用にも積極的に取り組んでいただくなど多大なるご貢献を賜っております。

今後につきましても同社様のますますのご発展をご祈念申し上げます。

また、東京エレクトロン宮城株式会社様におかれましては、デジタル化の進展によりまして、今後も半導体市場のさらなる拡大が見込まれますことから、現在の敷地内に約470億円を投じまして新たな開発棟を建設すると発表されております。新棟は地上3階建てで、予定延べ床面積は約4万6,000平方メートルの規模となりまして、プ

ラズマエッチングと呼ばれる表面の膜を削る半導体製造装置の技術力をさらに強化され、拡大する市場と多様化する技術ニーズを見据え、お客様の求める機能を備えた製品をタイムリーに提供することで、中長期における持続的な成長と社会の発展に貢献していくこととされております。

新規開発棟は令和5年春から着工し、令和7年春の竣工を予定されております。同社様におかれましては、半導体製造装置のリーディングカンパニーとして、これからもなお一層のご発展をご祈念申し上げます。

次に、大和町第五次総合計画についてでございますが、本計画につきましては、議会及び町民の皆様のご協力をいただき策定を進め、本年4月から新たなまちづくりの指針となる計画がスタートしております。将来像につきましては、「七ツ森の輝く緑 元気な暮らしが広がる大和町～しあわせめぐるまち たいわ～」として、3つの基本方針と19の分野別施策など、広報たいわ4月号に掲載いたしております。

今後につきましては、具体的な計画内容などを広報たいわ5月号から分野ごとに区切り、全11回のシリーズで特集記事を設けまして、大和町のまちづくりの方向性について、広く町民の皆様にお伝えしていきたいと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第49号は、仙塩広域都市計画事業大和町吉岡西部土地区画整理事業の施行に関する条例につきまして、土地区画整理法第3条第4項の規定に基づき、町が施行する土地区画整理事業について、同法第53条第2項各号に掲げる事項、その他必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

議案第50号は、大和町空家等対策協議会条例といたしまして、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、大和町空家等対策協議会を設置するための条例を制定するものであります。

議案第51号は、大和町水道事業審議会条例の一部を改正する条例といたしまして、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第52号から議案第53号までの補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計補正予算につきましては2億4,689万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を127億8,154万円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、民生費ではコロナ禍で令和4年度に新たに非課税となる世帯に10万円を給付する「住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業」及び低所得子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付する「子育て世帯生活支援特別給付

金給付事業」などを追加措置するもの。

土木費では、吉岡西部土地区画整理事業区域内の公園整備に係る負担金のほか、吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金を追加措置するもの。

教育費では、大和町総合体育館の屋上防水工事費を追加措置するものであります。

次に、特別会計でありますが大和町吉田財産区特別会計補正予算につきましては、吉田字壇ノ下地区で、升沢地区部分林組合との分収林契約地の立木を売却したことにより、分収林契約に基づき収入の2割に相当する53万3,000円を計上いたすものであります。

議案第54号につきましては、令和4年度「大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」を新設いたしまして、事業実施の調査設計業務費のほか宅地造成工事に要します工事請負費などを計上するものであります。

以上が提出しております議案の概要でございますが、本議会の期間中に契約案件を追加提案させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

---

### 日程第3「一般質問」

議長（高平聡雄君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番今野信一君。

5番（今野信一君）

おはようございます。通告に従いまして一般質問を開始させていただきます。

にぎわい創出事業について。

町長が6期目の町長選で掲げた「図書館機能を持つ多世代が交流できる施設」の整備は、「にぎわい創出プロジェクト」となり、まちなかの活性化につながる夢のある

事業となりました。

商店街の活性化を目標の一つとしたことで、吉岡地区での事業展開が予想されるが、いまだに場所が決定されておりません。吉岡地区の住民も、どのような施設がどこに建設されるのかが見えてこないことに困惑気味であります。

次の3点についてお伺いします。

1つ目、「にぎわい」を創出する場所をどこにするのか。周辺の地域との関連性もあり総合的なまちづくりを考える上でも、場所の選定は重要と思われます。施設が有効に利用される場所をどこに求めるのでしょうか。

2つ目、どのような施設にするのでしょうか。

町長は「図書館機能を持つ世代間交流ができる多目的施設」・「にぎわいのある場所」・「商店街の活性化につなげる」などの意味合いの言葉を発しておりますが、どのような機能がある施設なのか、どのようなサービスが受けられる空間なのか、具体的なものがあまり示されておりません。このことも、住民の戸惑いの一つとなっております。

公約として掲げたときの町長の描いていた施設はどのようなものだったのでしょうか。それを示すことによって、町民に理解され事業も進めやすくなると思われます。町民アンケートにより広く要望を聞くことも重要ではありますが、町長の発案とも言える事業であることから、考えを示す責任があると思われます。

最後に、町民の支持を得られる施設にするためには、いかに関係者を巻き込めるかにあると考えます。町民の意見や要望を取り入れることは当然であります。そのほかにも、町内の業者が町内の資材を使って施設の建設を行うなど「オール大和町」で取り組むことも考えてよい事業と思われます。アイデアから建設・施設運営まで、町民の参加を求める工夫がにぎわいにつながっていくと考えますが、町長のお考えは。

以上3点お願いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの今野議員のご質問にお答えをします。

初めに、1要旨目についてお答えします。

現在、調査検討を行っております「にぎわい創出事業」は、吉岡地区南部への市街



地拡大に伴い、かつて、にぎわいを見せておりました奥州街道沿線の既存商店街のにぎわいも薄れている状況にあることから、第五次総合計画の基本計画の中に「商店街の活性化の拠点となる施設の整備」、「人と人が集いにぎわいのあるまちづくり」、「子どもからお年寄りまで幅広い世代の学ぶ機会の充実」などを盛り込み、図書館機能を備えた多目的施設等の整備を行い、人が集える場や人流を生み出し、既存商店街の活性化を促進し、にぎわいを創出しようとするものです。

昨年度は3回の住民ワークショップを開催し、委員の皆様からは整備候補地の特徴等を踏まえ、「大和町保健福祉総合センター敷地内での整備」と「吉岡中央駐車場とエンドチェーン跡地を組合せて整備」の2通りの案の選定をいただきました。選定いただいた案には、それぞれに解決すべき課題も多く、また、何よりこのような事業は行政指導だけではなく、地域住民、商店主の方々の機運の高まりも非常に重要だと考えておりますので、選定案をお示ししながら、皆様のご意見を踏まえ、進めていきたいと考えております。

次に、2要旨目についてお答えをします。

現在検討を行っております図書館機能を備えた多目的施設等の整備事業は、当該施設の既存商店街エリアにおける新たな地域の拠点として、第一に大人から子供まで多世代の方が、学びの場として訪れたい、利用したい、図書館としての機能を核としまして、さらにみんなが集い、憩いの場やコミュニティーの場としての利用を促進し、ひいては新たなにぎわいを生む場となるよう整備しようとするもので、今後組織いたします住民等交えたプロジェクトチーム等のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3要旨目についてでございます。

施設建設に際し、町内事業者の方が町内の資材を使用し施設建設を行う「オール大和町」で取り組む事業をとのご質問につきましては、町といたしましても町内事業者の方や町内産資材の活用は、町内産産業全体の活性化にもつながると考えておりますので、活用可能となるように取り組んでまいります。

ご質問のとおり、施設整備は行政だけで進めるものではなく、地域住民の方々にお聞きすることは非常に重要であると考え、旧奥州街道沿線の方々の思いもお聞きしたいと、このように考えております。

また、施設機能のほか運営等に関しましても、ご意見を伺うため2要旨目でお答えしましたプロジェクトチームを組織し、住民と職員が一緒になって意見交換できる場を設けるなど、施設整備に向けた工夫を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、にぎわいを創出するということですが、大和町の中でにぎわいが必要だ、大和町のまちづくりにおいてどのようなにぎわいがあるべきなのかというような思い、そういったようなその町をつくっていく上でどのような状態のことを町長はお考えになるのでしょうか。それをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

にぎわいをどういう状態をということですが、にぎわいとはいろいろな取り方があるというふうに思います。人が集う場所、集うといいましょかね、いっぱい集まっている何と申しますか、人流があつてという場所でもありましょし、あるいは例えば買い物客の人が行ったり来たりすることもあるでしよし、あるいは子供たちが行き交ったりということもあるでしよし、にぎわいというのはこれという言い方はなかなか難しいというふうに思うんですけども、そういった人の交流があるといひますか、どういう交流だといひと買物とか、そういうことでいろいろあると思ひますけれども、そういったことが言われるんだと思ひます。物を造つたからにぎわいができるというものではなくてですね、例えばそれを中心として人が集い、交流し、そして常に何と申しますか町全体が活性化している状況、その部分だけではなくて、そういったことにつながっていくんだというふうに思ひまして、にぎわい、なかなかこれをやつて、お祭りを1回やつても、そのときにもにぎわいはあると思ひますけれども、それは何といひかそのときのにぎわいでありましょし、そういうことではなくて、継続的な何と申しますかいわゆるにぎわい、継続的な人の動きといひますか、人の交流、そういったことがなされるということというふうに考へております。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

おっしゃられたようににぎわいというのは、つくろうと思ってつくれるわけじゃなくて、その結果としてなった状態がにぎわいになるのかなというふうに思われるわけですね。吉岡の商店街なんかも昔は大変にぎわいのあった場所でないかなというふうに思われますけれども、それだって最初からそれをつくるために商店街ができたのではなく、人が交流し合い、人流があって、そういうような場所があったから商店街という商店が、そこだと商売が生まれる、商機が得られるんじゃないかなということとそこに店舗が集まってきて、それでにぎわいというものになったと思うんですよね。そういう何ていうか必然的な動きというものがどうしても必要になるのかなと、その結果としてにぎわいが創出されましたというようなことになるのかなというふうに私は思うんですよね。町長はその点はいかがお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういう、おっしゃるとおりだというふうに思います。そういった動きがあってそこに人が集まってきて商売もそこから集まってきてると。その最初の一番スタート部分は、やっぱり人が集まる要素があって、それがお店がどうか、人の交流の場かあれですけどそういったものがあってそこに人が来ることによってその相乗効果でずっと広がっていくんだというふうに思います。おっしゃることはそのとおりだというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

それでは、その1つのきっかけとなるような形のものをこれから手掛けていくとい

う、そういうにぎわい創出事業という捉え方でよろしいのかどうかというようなことなんですけれども、じゃあお答え願います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
このことだけでそうなるというふうには思いませんが、そういったものの1つにはなるというふうには思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

その中で第1要旨目のお答えの中にたしか大和町保健福祉総合センター敷地内での整備と、あと吉岡中央駐車場とエンドーチェーン跡地を組み合わせたとというような2つの候補地、それが挙げられました。いずれも吉岡地域内ということで、そこに大和町のまちづくりとしてそこににぎわいを創出しようとしたその目的としてはやはり商店街の活性化というようなことが頭にあるのかなと思われます。その全体的な目で見て、そこににぎわいを創出する、その理由といいましようか、まちづくりを進めていく上で、そこが必要なんだ、そこににぎわいが必要なんだという理由というものはどうのようなものなんでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
場所って言いますと、その場所ににぎわいが必要だということですが、おっしゃるとおり大和町っていうか、全体から見てもですね、昔からと言えばあれですけども、奥州街道沿いといいましようか、いわゆる中町通りとか、あの通りが町の中心としてにぎわいの中心といいましようか商店街の中心とえばいいですかね、発展してきたところでございます。そのほかにも小学校があり、文化的な学習ゾーンでもあり、そういった

こともございますし、やはり町のどこが中心という言い方もおかしいのかもしれませんが、核といますか、そういったところにつきましては、エリア的にも中心の場所であって、皆さんも若い方はどうか分かりませんが、昔から皆さんもそういったイメージをお持ちの場所だというふうに思っております。

そういった意味で、1つのポイントとしてのにぎわいの中心の場所としては、昔からの活性化の中心でありました商店街、そこがこれからもですね、町としては活性化のポイントの1つ、そればかりではないかもしれませんが、1つのポイントのあそこ、商店街、街道側沿いといいますかね、あそこは、そういった意味での中心地になると、私は思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

私もそうあってほしいと思うんですね。しかし大分先ほどのご回答の中からも既存商店街のにぎわいも薄れている状況というようなことで、町長も把握なさっているようでございます。うちにもあったんですが、平成4年度の宮城県の中小商業活性化事業ということで、大和町の吉岡中町地区の商業地再生基本計画報告書と、平成4年ですから、今は令和4年ですから、本当30年前の話なんですけども、そのときの中の文章の中に、商業施設の集積度という観点から見ると中町商店街は、中町通りと町道権現堂の交差点部分より南側は、純商度、これは純粹の純に、商工業の商に、年度の度ですね。それが54.8%で、数字からは商機能の一体性は強いとは言えないというような、30年前で54.8、この純商度というのはどういうようなものなのかなと、ちょっと自分なりに考えてみたんですが、商店街の長さから商店なんかの占める商業専用地みたいな感じで、それが50メートルの商店街が、通りがありました。その中に商業施設関係が、間口を全部まとめると35メートルありました。50メートルから35メートルですから、7割、70%のそれで純商度というのかなというふうには思うんですけども、左右っていうか両側ありますか100メートルの35、70%でやっぱり70%になるわけですけどもね。

その30年前、我々今からすると大変景気よかったよねっていうふうに思われる時期でも、中町商店街の南側というようなところから見ると54.8%だそうです。それを検証するためにちょっと30年前の地図はないかなということちょっと探して、実際測

ってみたりなんかして見たんですけども、ちょっと30年前のものがなくて、23年前のものだったんですけども、南側が58.4%だったんですけど、今現在のを見ると20%、21%程度なんですよね。大分本当に減ってきている。全体で見ると、本当にそのあたりで5割は超えてたんですけども、今だと2割を切るような形の商業地の占有度ということで、これを商店街と呼んでいいのかどうかというか、商店街ということを行うための定義はないみたいなんですけど、1つの説によると、1つの通りに30店舗以上あれば、商店街だというような形のことで、それに照らし合わせましても、現在は21店舗、これは商工業サービス業も含めて全部入れた数値なんですけども、そのぐらい。23年前は41店舗、これだと立派に商店街と言えるのかなというふうには思うんですけども、半減しているような形ではないのかなと。私がカウントしたものですから、正式な数ではないっていうことを申し述べておきますけども、大体そういうようなものであると。

ですから、全体的に中町の通りも17.3%、2割を切るような形の純商度、商業占有地であるとするならば、問題としてはやはりその方がこれからも続けていくのかどうか、これから増える見込みがあるのかというようなことを考えると、大変厳しいようなところもあるのかなと、町長もそこいらは感じているところかと思われまます。そういったところで、今後このような事業というようなもので、商業地の活性化というようなことであるならば、やはり、第2、第3の計画というものに結びつけていくための第一手なのかというようなそういう思いも出てくるんですが、その辺りはどういふふうにお考えなんでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

商店街というものの見方ということでございますけども、お話しのとおり、いわゆる奥州街道沿いの商店につきましては、商店を閉めるお店等々が随分増えてきておる状況でございます。商店街という今お話の概念と申しますか、そういったものに合致してかかって言ったときにはいろいろご意見があるというふうに思っております。商店街としての活用、にぎわいはもちろん必要だというふうに思っております、それを起爆剤にという話で、同じ繰り返しになりますが、そういった考え方が1つあるところですが、もう一つ、商店街としての活性化、これはずっとそれこそ令和、平成の

時代っていうか、その前からそういったものがあったって、そして総合計画の中では常に活性化という課題が常にあった状況でございました。そういう形で、これまでもいろんな努力をされてきたところですが、残念ながらその成果が見えてきてない状況が現状だというふうに思っております。

そういったことで、商店街としての活性化が一遍に来るというふうな考え方ではなかなか難しいんだろうというふうに思っております。ただ、その商店街ということのにぎわいといいますか、そういったものについてですね、地域のにぎわい、町のにぎわいということも考えていく必要があるんだろうというふうに思っております。

ですから、商店街のにぎわいイコール、それが全てのにぎわいではなくって、あの辺ですといろいろ文教ゾーンとかそういったこともありますし、そういったにぎわい、人が集うにぎわい、そういったことを併せながらですね、やっていく必要があるんだろうと。このことは、何かを1つやってそれで商店街ががらっと活性化ということになれば一番いいだと思いますけども、そればかりでなくてですね、いろんなにぎわいを総合させて、そして、町全体のにぎわいを、地域全体のにぎわいを盛り上げていく必要があるんだというふうに思っております。

したがって、この施設の考え方につきましては、図書館機能を持ったということ言ってるわけでございますけれども、そういったことも含めての施設というふうな考え方で取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

議長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5番 (今野信一君)

商店街の活性化だけではないというようなお話、にぎわう場所があそこによって、今まで大和町に来ているけども、じゃあのぞいてみようかというような思いのそういう人流を考えると、例えば南川ダムのほうに遊びに来ただけど最近話題になっているあその地域まで行ってみようかということで、前々からおっしゃってましたよね、南川ダムまでは来るんだけど、なかなか吉岡の町中までは来てくれないなというような、そういうような何かそういうスポットにも、そこ辺りまでの考えはないのかな、そういう商店街をにぎわすだけではなくそういうところから人の集まりというようなものまでは考えている、観光というようなことでは、そこまでもないわけですかね。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった施設になれば一番いいんでしょうけれども、町外から観光地として来る、目指して来るといいますか、観光といいますかそういうような施設だというイメージまではなってございません。今回のこの施設につきましては、まず町民の方が、現在住んでおられる町民の方々が望んでおられるこういうものがあつたらいいな、こういうふうになってほしいなというご意見、それで皆さんからいろいろお伺いしてるわけでございますけども、そういった町民の方々をまずメインに考えて、その結果としてですね、他の町外の方もおいでいただくことは、それは大変結構なことですけども、初めから町外の方、観光客を目標に、そういった施設を、観光客を呼ぶためにですねという考えでなくて、町民の方を中心にというふうに考えておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

大体分かりました。先ほどの回答の中にこのような事業は行政主導だけではなく、地域住民、商店街の方の機運の高まりというものが大変必要だというようなことをおっしゃっていました。町長から見て、この話題についていろいろ聞かれることもあるかとは思いますが、そういう高まりが今見えていらっしゃいますでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

様々なご意見もいろいろ伺っているといいますか、聞いております。非常に期待している方もおいでですし、場所等についていろいろなご意見もございます。あとはやっぱり今の場所が、今言っている場所がいいのか、新たな場所がいいのかとか、そういったいろいろなご意見があつて、そういったことにつきましては、いろいろな協議



をいただいた方々からも様々なご意見を頂戴しております、そういう考え方もあるんだ、こういう考えもあるんだということで、いろいろ参考にはさせてもらっておりますので、いろいろなご意見があるというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

機運が高まっておるといふことで、商店街の方々のご意見というものももちろん入っていらっしゃるといふふうなことでよろしいのでしょうか。商店街、何かの要望といたしまして、こういうふうにしてほしいとか、ああいうふうにしてほしいとか、そういうようなお話なんかもどのようなことが入っていらっしゃるのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

商店街の方といたしますと、商工関係の方々として代表で来た皆様のご意見とか、そういった形で伺っておるところでございます。あと、商工会からのご要望といたしますか、ご意見も頂戴しております。ただ、まだまだといたしますか、足りない部分があるんだというふうに思っておりますので、やっぱりそういったことについては地域の方々もやっぱりそうだねと同じように思ってもらえる、あるいは一緒にやっ払いこうと思ってもらえるということ、もらえるといたしますか、そういった方々もそういう気持ちになっていただくといいますかね、そういったことが大事なんだというふうに思っています。

したがって、先ほども言いましたけれども、そういった意見につきましてですね、これからも多くの方々のご意見を聞きながらいろいろ考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)  
それでは、第2要旨のほうに入りたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)  
今野議員、ここで暫時休憩をさせていただきます。  
暫時休憩します。再開は午前11時15分とします。

午前11時06分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長 (高平聡雄君)  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
5番今野信一君。

5 番 (今野信一君)  
では、第2要旨目のほうに参ります。私の質問といたしましては、公約として掲げたときの町長の描いていた施設ということでお伺いしました。ご回答のほうは先ほど聞いておりましたら、町長のお気持ちがあまり見えてこないかなというふうに思ったんですが、町長が最初に思っていた描いていたそういったものというのはどういった施設なのか、その特徴といたしましうかね、そういうイメージ的なものでもよろしいですからお聞かせいただきたいんですが。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
イメージといたしますか、まず、図書館ということについてはありますけれども、今、大和町のまほろばにあります図書室等々ございます。そういった中で前にもいろいろ指摘もいただいたところがございますが、図書室としての機能としては今十分に果たしているというふうに思いますが、まだまだ蔵書の面でも足りないということもありましたし、そういった何といたしますか、住民の方々に環境整備といたしましうか、そういった図書部分ですね、そういった部分が大事なんだろうというふうに思っ

ておりました、そういったことで図書室ということが1つございました。

それから、図書室、それからいろいろ住民の皆さんのお話を伺いますと、大和町にはなかなかゆっくり時間をくつろげる空間がなかなかないというようなご意見とか、あとは子供さんと一緒に時間を過ごすといいますかね、そういった空間がない、そういったものがあるってほしい、そういったご意見も聞いておったところでございます。特に若い方々につきましては、そういったことでなかなか仲間の方々とそういったいろいろな意見の交換をする空間とかなかなか少ないというようなご意見もございましたし、そういったものがあればという話も聞いております。子供たちが勉強する場、あるいはそういったところも欲しいというふうなお話もございました。

そういったことをいろいろ聞いておりました、今図書館につきましては、新しい方法というのはないんですけども、以前のように図書館だけで、図書の本だけを読んで勉強して、静かな環境でという図書館はもちろんあると思いますが、新しいやり方としまして、そういったものが複合的にある施設も各地にできておるところでございます。そういったことがあって、今大和町に必要といいますかね、図書、そういった施設としての必要性、また集客力のある図書館と、また今若い方々、あるいは住民の方々が望んでおられるそういった空間を造り出すのにその図書館とそういった施設が一緒になったところがあるということで住民の方々から望んでおられるという思うところがございましたので、こういった考えを申し上げたところでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

今の話ですと、町民の方からいろいろな要望を伺ったというような、そういう声が聞こえてきたということであって、町長がイメージしていたもの、それを全てまとめて上げたものを造ろうとなさってるんでしょうか。町長が造りたがっているもの、それとまた違うのかなとは思いますが、私もいろいろなところから、子供が勉強できるスペースが欲しいとか、いろいろなお話を聞きます。そういった要望というのはいろいろ来るとは思うんですが、町長が造りたかったものというものは一体どういうものなのかというようなことを私は再三聞いてるわけですが、どうなんですかね、そういうような皆様の声というものは聞こえてくるでしょうけども、町長が実際造りたいものをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

繰り返しになりますけど、これ要望があったからってということじゃなくてですね、そういった施設があったら、そういう施設を造りたいということがあるということでございます。図書館というものについては、当然といいますか図書機能というものがあるわけでございますけども、そういった図書館としてのそういった空間といいますか、前に知の文化という話があったと思いますけれども、そういった施設が、この大和町には、まず必要だということ、必要だというふうに思っているということですね。そういうことがありまして、それが今大事です。

それから、今の世の中っていいですか、なかなかこう人と人のつながりというのが、そういった場がなくなってるということもありまして、今、若い方々に限らずですけども、これからこの町で暮らしていくに当たって、やはり人と人とのつながりがあって、そして安定した生活、豊かな生活ができていけるんだというふうに思っております。そういったつながりをつくる場がなかなかないということもあるというふうに思っております。そういった場の提供と言ってはちょっと語弊がありますがけれども、そういった形で文化を高めていくという、知の文化を高めていくということと、そのつながりを高めていく、そういった今少しずつ申し訳ないけれども薄れつつあるのではないかというふうに思ってる部分を強めていきたいということがございます。そういうことを考えたときに、こういった施設で、これが全てではないというふうに思いますけれども、そういった施設の中ですね、そういったのを思っている、私が考えてるようなことが少しでも実現できればというふうな思いがあって、こういった提案をさせてもらいました。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

知の文化拠点となるようなところというようなことで、図書館と言えば皆さん共通的なイメージを持たれたと思うんですが、図書館機能を持つ多目的な何か交流施設と

というようなことになったもんで、変化球となってしまったんで、みんな少しそこではなというようなことがついてるんですよ。図書館ではなく、図書館機能を持つ施設ということで、いま一つ見えない部分があり、今、お話を聞きましたら人とのつながりをということですが、その人とのつながりをというようなところを具体的に言うかどうか、とどういようなものを構想、お考えになってるのでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

言い方が悪かったかもしれません。その図書館機能を持つという方が1つ誤解を生んだとすれば、それは大変申し訳なかったです。図書館は図書館という機能を持つ図書館という施設、それについてはまず1つでございます。いわゆる図書館というのは、今までのイメージですと、そこで静かに勉強する、また読書をする、そういうことがございますので、そういうことだけではなくて、そこで、子供さんたちが交流を深められる場所、そういったものが一緒にあるとか、お母さん方が読書しながら、子供さんたちはそこで交流するとか、あるいは生徒さんたちについても同じようにそういった勉強だけではなくてですね、そういったつながりを持てるそういった交流の場とございますか、そういったものが一緒に施設としてあるということとか、あとあるいは、若いお母さんたちが意見の交換する場があるとか、その場に来て、図書館の機能、図書はあるものの、そういうこともできるというそういったイメージでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

ちょっと分かったようで分かんないような感じになってしましまして、私もどう質問していいのかも考えるようなことになりますんで、一番困るのは発案者である町長が、さあやりました。皆さんのご意見を聞いて造り上げる。それはよろしいと思うんですが、できたものが、先ほども言いましたように商店街に寄与するものというようなことであるときには、もう商店街が大分なくなっている、商店数が少なくなっているということなので空振りになってしまうというようなおそれがありますし、そ

ういった思いで造ったんですけども、なぜかそれがうまく機能していないというようなことになるのが、私はとても心配なんですよね。

にぎわいをつくる、にぎわいがどういうふうにつくられ、それがどういうふうにその波及効果をもたらせるのかというようなことが、なぜかしらこう、地域、町長が提起されたにもかかわらず、あとはもう町民の皆さんのお好きなように造ってくださいということでは、ちょっと責任がなくなってるんじゃないのか、無責任な状態になってるような気がするんですよ。ここはやはり町長自らがこういうような施設であり、こういうものを目指すというような、もうちょっと指針、そういったものを示されるべきところにあるのかなと。

何かアンケート調査なんかでもつくって、こういうなものが欲しいというようなことで、それを集約して造るのは、もちろん民主的でよろしいと思うんですが、それが商店街のためにもならなかった、もしくはあと人もあまり集まらなくなってきてしまった、あそこ寂れてしまったり、そういうような状況になってしまうのであれば、やはり事業としてちょっと疑問符が持たれるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこあたりの何ていうんでしょうかね、責任とか心構えといたしましうか、町長としてのやる気の見せどころかなというふうに思うんですが、その点どういうふうにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういったものが例えばできてですね、それで全てが解決するものではないんだと思うんです。そういうものであれば一番いいんだと思いますけれども、これができて、それで全てが解決できるのであれば、そういうようなものができれば一番いいと思いますけれども、やっぱりそういったものを1つの核といたしましうか、そういったものになってそこからやっぱりみんなでこうやっていくってこと、それは大切だと思うんです。私、無責任って言われるかもしれませんが、町で造って、それがそれだけで全てが成就できるということであるということは、なかなか私は難しんではないかと、やはりそういったものについて、そこからみんなでやっ払いこうと、別に責任を押しつけるわけではありませんけどもね、責任放棄するわけではありませんけれども、そういったものになってほしいというふうに思いがあります。

ですから、そういったもので、地区の方々が、いやそういったものが今必要なんではないかとか、そうであればそういったことはそれでいろいろ考えることが大事、必要なんだというふうに思いますので、決して責任放棄とか何とかっていう気は全くありませんけれども、そのことだけで全てができ上がる、完成するというものではないというふうに思っておりますので、ですから地区の方の先ほども言いましたけど、そういった住民の方々のご意見をこれからも聞いてですね、そういった、あるべきなのかということも出てくるというふうに思います。そういったことも考えながらやっていく必要があると思います。

議 長 （高平聡雄君）

今野信一君。

5 番 （今野信一君）

では、にぎわいをつくるそして、これの目標、前にも聞いたことがあるんですけども、この事業のどうなればこれは成功なのか、どうなれば、目標値ですか、どのぐらいの図書館であるならば本の貸出しするとか、にぎわいであるならばその集客数ですとか、商店街に寄与するものであるならば売上げが何%増ですとか、そういったようなK P Iですとか、そういったものが出てくるのかなと思うんですが、どこを着眼点として持たれるんでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

着眼点ということでございますけども、にぎわいが取り戻せるかどうかということだというふうに思います。そこが一番の着眼といたしますか、そういうことだというふうに思ってます。数字的なものについてすみません。今そういったものをまだ出しておりませんので、今お答えすることはできませんけれども、そういったことで、やることについて、これは無責任と言われるかどうかあれですけども、何回も繰り返しますけれども、町の事業ということでももちろんやるわけでございますが、それはあと住民の方とかですね、そういった方々と一緒に盛り上げていくなり、そういったことで事業を進めていかないとなかなか難しいんじゃないかなと私、個人的には思っており

ますので、そういったことも含めていろいろご意見を聞いていきたいというふうに思っています。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

それでは、第3要旨目のほうに入りたいと思います。

私、考えるには、やはりにぎわいをつくるためには皆様のご協力、ご要望、そういったものも含めて実行に移す中で、やはり関わり合いの人間、できるならば大和町で企画したものでありますから、町民によるアイデアなんかもふんだんに盛り込んだ、そういったものにしていただきたいというふうに考えます。そういうふうな人たちが自分のアイデアがあそこに入ってるんだというような気持ちになれば、やはり興味を持つし、関わり合いができる、そうすればやはりそちらのほうに出向いてその施設を利用するという形になろうかと思えます。

ですから、できるならば町内の町民の皆さんによる手によって作り上げられるような工夫が必要かなと。町長も意外とそういったところには先ほどの答弁聞いておりますと考えていきたいというふうなものをお伺いしたんですが、そこいらのお考えというものをもう少し深く聞かせていただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町民の皆さんのご意見というのは非常に大切だというふうに思っております。これまでもですね、アンケート調査はもちろんでございますけれども、様々な形で住民の方々に参加をしていただいて、意見も聞いておるところでございます。そういった中で今の現状でありますけれども、これからも当然ですけれども、先ほども言いましたけれども、そういった住民の方々の意見というのは大変大事だというふうに思っておりますので、そういったものについては積極的に取り組んで、プロジェクトチーム等もやっていくわけでございますので、そういった形でやっていきたいというふうに思っておりますし、また、町民の方の思い、そういったものは、ますますさっきの今野議員



のお話のとおり、いろんなご意見がございますので、そういったことはしっかり聞きながらですね、やっていくということについては、そのとおり進めてまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

そういうご意見を伺って、それを盛り込んでいくというようなお話でしたけども、私が申し上げたいのはそういう皆さんの参加ですね、建設までに関しましても参加できないだろうかとか、例えば子供たちが思い描いたようなデザインの壁みたいなものをみんなでペイントするとか、あと婦人会で作った何かのタペストリーみたいなのを飾ってみるとか、何かそういうような感じの、住民参加型の建設ですか、そしてまた建設業に関しましても、地元の方々に数多く、参加していただくような形によりオール大和町、そういうような、もちろん材木なんかも、本町での資材というようなことでうまく利用して、なるべくですね3万人まではいっていませんけれども、そういう人口の人々の各施設、各企業、そういったものの協力を得て造り上げるというようなことも面白いのではないかなと思うんですが、町長はいかがお思いでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういうのは非常に楽しいといいますかね、皆さんに参加してもらってというのは大変いいことだというふうに思います。制度の利用とかもありますので制限が全くないわけではございませんけれども、そういったことについては積極的に取り入れて、取り入れといいますか、入ってもらうとか、そういった工夫をしながらですね、やっていくということは、そのとおりだというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)

以前、子育て支援住宅で大和町産の資材を、材木を使ったような形で造られたらいいんじゃないでしょうかみたいな、議員さんからの提案があったりなんかしました。吉田とか宮床あたりの支援住宅あたりで、目の前にある山の、あそこから切ってきた木で造ったんだよってというような言葉というものが、ものすごく私は、子供の支援している町で全体で子育てをしているんだというようなものすごい教育じゃないかなというふうに考えるわけですね。

そういった、何ていうのかな、どうしても入札制度、もちろん血税ですから1円でも安いところというようなお話も出てくるんでしょうけれども、やはり事業によってはそういう想いというんでしょうか、それが通じる場面もあろうかと思えます。支援住宅で、大和町産で造った建物で、みんなは生活できるんだという思いですとか、今回のような、大和町のにぎわいをつくる場所、大和町の憩いの場所、コミュニケーションができる場所というようなところがやはり大和町での原木材木を使ったような、そういった材料を使ったような、そういったもので造られた、そして大和町の人が造ったんだよと、よく見かけるおじさん大工さんが造ったものであるとか、そういったようなところというものがあってもいいのかなと、最近のやはり入札制度とか見ますと、やはり安いところということで町外の方々とか、県外の方々とかも来て、そういった町の仕事に携わっているわけではございますけれども、もちろんその事業によってはそういうような価格に特化したものが必要なのかもしれませんけども、やはりこういった事業というものの在り方としては、そういった皆さんのお力でできましたというような1つの方向性というものを示し、使ってもいいのかなというふうに考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういったことは本当にいいことだというふうに思っていますが、そのとおりでできることが一番いいんだというふうにふうに思います。今もそういった努力はしているところですが、制度の活用とかもございまして、そういった規制もある中でやっていくということもありますので、全てができるわけではないんですが、努力していきたいというふうに思っております。

また、税金ですから、使い方について町民の皆さんのご理解、あるいは議会の皆さんのご理解も頂戴しながらやっていかなければいけないところがありますので、その辺はいろいろご相談をさせていただきながら、これに限らずですね、そういった考え方は地元の資材を使うとか、企業さんを使うということは我々も望むところでございますので、そういったことについてはいろいろ工夫をしながら、あとは議会の皆さん方のご理解を頂戴しながら進めてまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
今野信一君。

5 番 （今野信一君）

はい、以上で私の質問を終わらせていただきたいんですが、やはりにぎわいをつくるというものは、やはり皆さんのなるべく多くの人たちに手掛けていただきまして、皆さんの意見を聞いて、そして進めていき、そしてそれが結果的にいろいろな商店街とか、そういったものにも寄与されるべきものかなというふうに思われます。そのためにはやはり工夫というものですか、造るとなりました、はい、設計はどちらのほうでやりましょうか、入札制度でというようなことでやっていって、あと企業のほうもそれでどんどん決まっていって、建設業者が建てて、知らないうちにでき上がって、何となくやってるんだってねっていうような、何ていうんでしょうかね、気持ちが入らないようなものにはしたくないというふうに思われます。

そういったような中で、やはり、私の考えがあそこに使われているとか、それでこの町は全体的に広がっていったらいいんだなというような、そういう拠点となれるような、そういう施設になることを望みますが、最後に町長の総括的なところをお聞かせ願ひまして、質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業につきましては、そういった形で、多くの方々の意見を聞きながらやっていくということが大事だというふうに思っておりますし、町としての考えも示していきたいと思います。また、取組方といいますか、具体の工事関係につきましては、そうい

った考え方も大切にしながらですね、住民の方々が分かりやすいといいますか、そういった事業になればというふうに思ってますし、努力してまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)  
今野信一君。

5 番 (今野信一君)  
以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議 長 (高平聡雄君)  
ここで暫時休憩します。再開は午後1時からとします。  
午前11時41分 休憩  
午後0時59分 再開

議 長 (高平聡雄君)  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
14番堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)  
それでは、午後1番で、通告に従いまして2件の質問を行います。  
1件目は、「おくやみコーナー」を設置し、遺族の負担軽減に取り組んではいかがでしょうかであります。  
初めに、おくやみコーナーとは、親族の死亡に伴う必要な手続を1か所で一度に済ませることができる窓口サービスで、遺族の負担軽減を目的に設置しているコーナーであります。  
日本は、超高齢化社会となり、長寿命化による相続人の高齢化も進んでおります。親族が亡くなった際の手続は、申請書の書類、関係窓口も多く大変なことから、近年は遺族に寄り添い、手続を一括して進める窓口サービス「おくやみコーナー」を設置する自治体が増えております。  
遺族の死亡手続の負担軽減は町民のサービスにつながることから、本町におくやみコーナーを設置することについて町長の所見をお伺いいたします。  
1 要旨目、死亡に伴う申請手続の流れは。

2 要旨目、おくやみコーナー設置に対する考えはを伺います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの堀籠議員のご質問にお答えをします。

日本の超高齢化社会が進んでおるところでございます。大和町においても例外ではなく75歳以上人口は、令和4年3月31日現在で人口の11%を超える3,150人となっております。また、死亡者数も昨年度は303人で、人口の1%を超える死亡率となっております。

おくやみコーナーは、少子高齢化や死亡数の増加等で遺族や職員の負担軽減を主な目的に設置され始め、平成30年に6自治体で実施されていたものが、内閣官房情報通信技術総合戦略室が「死亡・相続ワンストップサービス」方策の推進を行い、令和2年5月におくやみコーナー設置ガイドラインを公開したことにより、令和2年度には169自治体へと広がりを見せております。

実施自治体の多くは、市レベルであり、県内においても仙台市で試験的に若林区役所において遺族サポート窓口が開設されたところです。

おくやみコーナーの設置には、配置される職員に幅広い制度・手続への知見が求められ、そのようなレベルに達するには一定の時間や経験が必要となる課題等もあります。また、その課題を軽減するために、内閣官房情報通信技術総合戦略室が「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」というツールを開発しておりますが、その導入に当たっては、便利な点もある反面、地元住民にそぐわない部分が多くあり、コストをかけて独自にカスタマイズして導入している自治体もあるようです。このワンストップサービス方策は、死亡・相続における行政手続のデジタルトランスフォーメーション計画の1つになるものなので、各方面から検討が必要になると思われま。

では、1 要旨目の死亡に伴う申請手続の流れについてお答えいたします。

ご不幸にも亡くなられた際には、まず死亡届を提出していただきます。その際に、受付窓口側から火葬埋葬許可証のほか「死亡届受付後の手続について」の一覧表及び相続関係のパンフレットをお渡ししております。ご遺族の方が、葬儀等終了後、落ち着いてからその一覧表をご覧いただき、該当する項目の手続を行っていただくようになります。お亡くなりになった方がどなたかによっても手続が変わりますので、死

亡者数の多い75歳以上のケースの場合で、役場においてできる手続についてご説明させていただきます。

1つ目は、後期高齢者医療関係の手続、2つ目は、年金の手続になります。役場でできるのは国民年金のみであり、厚生年金の場合は年金事務所へ行っていただくことになります。この2つの手続は、75歳以上の方ならおおよその方が該当するものです。そのほか、介護保険証の返却や該当する方になりますが、世帯主変更届や障害者手帳、心身障害者医療助成等の手続が必要になります。手続については、町民生活課での手続が多くありますが、その他関係課から担当職員が町民生活課へ来て、対応を行うようにしております。

次に、2要旨目、「おくやみコーナー」設置に対する考えはについてでございます。

現在、大和町では死亡届を提出される際は、先ほど申し上げましたとおり「死亡届受付後の手続について」の一覧表をご遺族にお渡ししており、その手続のため町民生活課に来庁され、保険や年金関係、世帯主の変更の手続を取っていただきます。そのほか該当する項目のある方には、町民生活課窓口に関係課職員を呼んでの対応を行い、できる限りワンストップでの対応を心がけ、ご遺族の方に寄り添った対応をさせていただいているところであり、ミニおくやみコーナー的状况と思っております。

しかしながら、手続及び書類の記載の多さや担当職員の負担等を考慮し、今後双方にとってよりよい方策を考えていく必要はあると思っておりますので、さきに述べた様々な課題もあることから、先進自治体の状況を調査させていただき、大和町に必要なスタイルを研究してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

ただいま、町長から、死亡に関する手続の流れについてご説明をいただきました。

その中で日本は超高齢化社会になっているわけでありまして、総人口の21%を超えると超高齢化社会と呼んでおります。そして大和町の高齢化率といいますと23%を超えておりますので、当然、大和町も超高齢化自治体になっているということになります。

そんな中で先ほどの死亡手続後の様々な手続につきましては、前期高齢者の方の死

亡の手續と後期高齢者の死亡の手續が違うということも理解いたしました。それでも幾ら前期高齢までの方の手續と、あと後期高齢の手續が違うといっても、やっぱり遺族にすれば悲しみの中で行う作業でありまして、それも一生に一度あるか二度あるかないかの手續になるわけでありますので、遺族にとっては大変な負担になると思います。さらには、相続人が高齢化になっていて、そして様々な手續をするということは本当に心身ともに負担が大きくなっていくんじゃないかなと思われまます。このことを考えてみても、遺族に寄り添った窓口対応が求められてくるのではないのでしょうか。

そこでですね、死亡手續の多くは町民生活課での手續がということですが、その他の関係からのその他の手續につきましては、その他関係から担当職員が町民課へ足を運んで、そして手續を済ませることになるんですが、この死亡手續後の町民課、それから各関係担当課が関係する申請書は、大体何種類ぐらいになるのでしょうか。

そしてまた、その関係課、書類を作成するための関係課は何課ぐらいになるのかその点をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
書類の手續ということでございますけれども、その人によっていろいろあると思いますけれども、先ほど申しました死亡受付後の手續についてというパンフレットを渡しておりますが、その中で入れているのは11項目ございます。担当課にしましては町民生活課、あるいは、税務課、福祉課関係ですかね、上下水道課、そういった課、それぞれになってくるというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）  
町民課がほとんどの窓口になるわけでありまして、やはりそれでも町民課以外の担当課の書類もあると思うんですね。そうした場合に町民課の窓口に関係する課の職員が町民課まで足を運んで、そして、遺族の方と対面していろいろお話ししながら手續をする、そういう流れだと思うんですけども、それでですね、そうやって町

民課で済ませる部分にはいいんでしょうけれども、ほかの関係課から来た書類も窓口でそれは対面してやる訳なんですけども、そういう書類に関係課の方が持ってきた書類に記入することが出てくると思うんです。その申請書ごとにね、そうした場合、そういう書類、申請後に自筆で記入する書類、こういうのは大体何枚くらいになるのかお尋ねします。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その辺の手続につきましては課長のほうから説明させます。

議 長 （高平聡雄君）  
町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

申請書の種類ということですが、町民生活課のほうで書いていただきます書類につきましては、先ほど申し上げました後期高齢者の方になりますと、後期高齢者医療保険関係で3枚、それから、年金手続関係で1枚、そのほか世帯主の方の変更があれば、世帯主変更届の1枚が必要になります。そのほか、先ほど申し上げましたように、関係課ということで、健康支援課のほうになるかと思うんですが、身障者の障害者手帳や、心身障害者医療制度のほうの助成を受けている方になりますと、それぞれ1枚ずつ書いていただくようになります。それから、水道使用の場合につきましては、装置継承使用者の名義変更届を1枚書いていただくようになりますし、それから口座振替をしている人であれば、口座の変更届のほうも出していただくような形になります。

以上の枚数ですので、すみません。総枚数は町民生活課分だけで必ず書いてもらうものが4枚、そのほかプラス1枚で5枚になります。そのほか健康支援課で2枚、水道課のほうで2枚というような形になります。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）



堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

そうしますと、これらの書類には全部自筆で記入しなければならないということになりますか。大変な作業になりますよね。私ももう高齢になっていますけれども、やはり書類にね、何枚も何枚も同じことを記入したりなんかするというのは、これは高齢者にとってはすごい負担になるわけであります。ですから、やはりせめて役場内で済ませられる手続については、もうまとめて窓口で1か所でできるような申請の手続きになるような、そういう取組はこれから必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

それで大分記入する申請書があるんですが、そうしますと、これ、町民課の窓口に来て、そして大体の手続をやりまして、そして終わるまでの所要時間って大体どのくらい時間かかりますか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

所要時間ということですが、その辺につきましても課長のほうからお答えします。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

所要時間につきましては、やはりその手続に来られた方にもよりますのでやはり書類の書き慣れている方、書き慣れていない方にもよりますので、大体はでも、30分ぐらいは最低でもかかっているような状況になります。また、多い方になりますとやはり一つ一つ丁寧にこちらもお話をさせていただいたりということになりますので、倍の1時間近くかかる方もいらっしゃいますが、大体30分以上はかかるというような判断しております。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

それでは質問させていただきます。

答弁をいただきました中で、75歳以上の死亡者数も303人ということでありました。人口の1%ということありますけども、これから2025年には団塊の世代が75歳となるということから、後期高齢者は今後ますます増えてくるわけでありました。先ほど申しましたが相続人が高齢者、または相続人が東京で生活している方々など、やっぱり家族構成も大きく違った構成になってると思うんですけども、この中で参考までに、本町の独り暮らしの高齢者、高齢者世帯は何世帯か、また、夫婦共々の高齢者世帯は何世帯なのか、お尋ねいたします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件数につきましても町民課長のほうから答えさせます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

高齢世帯ということですが、今、私どものほうで把握しておりましたのは、75歳以上の高齢者世帯でお答えさせていただきたいと思っております。75歳以上の独り暮らしの世帯の方は311名いらっしゃいます。それから、2人とも75歳以上で2人世帯というところは532名ですので、266世帯というふうになっております。

それから、1つ先ほどのお話の中で訂正させていただきたいんですが、303名の死亡者は申し訳ございません。75歳以上の死亡ではなく、大和町全体での死亡者数が303名だったと思っておりますので、併せて訂正させていただきます。よろしくお願ひいた

します。

議長（高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番（堀籠日出子君）

ただいま独り暮らしの高齢者世帯数と夫婦の高齢者世帯数をお伺いしたわけでありませんが、やはりこのようになっていると、本当に家族構成が違っているんだなど、この家族構成も大分こう大きく変わってきているなというのが感じるところであります。そして先ほど町民課の窓口での手続を答弁していただきましたが、これ結局町民課だけじゃなくて、今度役場外の手続も多くあると思うんですね。そうすると、相続の方が遠くで生活しているので、早く手続を済ませて戻りたいという方々もたくさんいらっしゃると思うんです。その中で、そういう方々はやはりそういう手続の時間の短縮、簡素化を求められております。たまたま1階に行ったりすると、今度2回目なんだという町民の方もいらっしゃいますのでね、やはり役場での手続は役場で1回で終わらせて、そしてまた役場外の手続も多くあるわけですので、そういうことも含んだ中で、やはり手続を簡素化して遺族の方々に寄り添った方向に進めていただきたいと思います。

それで、町長の答弁をいただいた中で、ミニおくやみコーナー的状况にあると思っているという答弁をいただきました。やはりその流れを見ますと、やっぱり1つの窓口で、そして担当課が手続をして、そして必要な書類は担当課の方に持ってきていただく、そして手続を済ませているというので、町民の方が各担当課を回ることなく手続を済ませることができるということは、これは本当にミニおくやみコーナーといってもいいのかなと思うんですけれども、やはり手続が多いということは本当にこれは高齢化社会、ますます進む高齢化社会の中では大変なことになると思うんです。

そんな中で、手続に行く日のある程度予約しておいて、そして、何日って言われたら町民課では、その方が亡くなった場合の必要な書類というのは、大体分かると思うんですね。それを窓口已全部取り寄せておいて、そして手続をする。そういうふうにするによって、町民の方も待ち時間も少なくなるし、また、関係担当課の職員もあれ誰々さん来たから、ちょっと持ってきてくださいって言って書類を持ってくるよりは、事前に何時に誰々さんが来ますのでということ言えば、関係書類は窓口を持ってきていただいているっていうそういうことに取り組むことによって、すごく時間短

縮なるし、職員の方もいつ来るか分かんないけど呼ばれて来るよりは、前もって書類を町民課に届けておく、私、そういう取組も必要なのかなと思うんですけども、そういう方法についてはいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

来訪していただく方に予約制っていうんですかね、前もってということのをそれも方法の1つだと思います。課題としてどういったことがあるのか、そういったことを予約だけで済むというか、準備ができるものなのか、やっぱり本人からお聞きする部分もあるということもあると思いますので、そういったことについてはいろいろ先ほど言いましたけども、今もやってるところですけども、これからも寄り添った形の制度っていうことが必要というふうに思ってますので、そういったことも含めながら今後、大和町のスタイル、そういったものを研究していくということで、そういったことも含めながら考えていきたいというふうに思います。

1 4 番 （堀籠日出子君）

先ほど答弁にもありましたが、内閣府で死亡手続に関する窓口おくやみコーナーを設置するために市町村を支援するためのお悔やみコーナー設置ガイドラインや、おくやみコーナー設置自治体支援ナビの提供を行っておりますが、先ほどいろんな課題もあるということですが、今後この取組について町長は、どのようにお考えですか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しましたこの総合戦略室が作ってるソフト、ソフトというんでしょうかね、これにつきましては今、まだできたばかりのような状況でやってるところです。一部聞きますとやっぱり大きな都市の場合とこういった農村の地帯の場合といろいろなケースがある中で、全てが網羅されていて、いろいろこう逆に面倒な部分があるとか、そういった課題がまだまだあるようです。

仙台市で今度、今実験的にもうスタートしてるんですが、この若林区ですかね、そういうことの情報もつかみながらですね、またそういったまだソフトのほうも新しい段階でしょうから、状況を見ながらまたこう改善していくんだというふうに思っていますので、こういった方法にだんだん世の中トランスフォーメーションとか、ああいう形のものになってきますので、そういったことはこれに限らずいろいろ出てくるといふふうに思っておりますが、そういうところは研究しながらですね、進めていく、これに限らずそういったことは、これからの時代、大事なことだというふうに思っております。ただ、またすぐ取り入れるということと、やっぱりこうある程度こう情報を見ながらやらないとですね、あんまり先行し過ぎても逆にこうまずいことはないんでしょうけども、そういったこともあると思いますので、そういった情報をいろいろ取りながらですね、方向性としてはそういったものを取り組んでいくということに、これから時代がそうになっていくというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

死亡手続の流れについては、大和町にも死亡受付後の手続についてというこういう一覧表があります。その中で大和町に必要なスタイルを研究してまいりたいという町長の答弁であります。この中で今手続を詳しく記載したおくやみハンドブック、これ仙台市のなんです、こういうのが今作成して、そして各自治体で取り組んでおります。そして、これにつきましては一応こういうペーパーで一覧表になってるんですが、このことについては何ページを見てくださいという、こういうすごく詳しいこういうブックがあるんです。そうしますと、ああ、じゃあここに来るときには、担当課に行くときはこれが必要なんだ、何が必要なんだっていう必要なものも書いておりますし、また詳しくこういうときにはこういうふうにするというすごい詳しくね、おくやみブックに載ってるわけなんですけども、やはり内閣府の進めているあれに行く前までに、やっぱりそういう遺族の方が詳しく知るための、こういうおくやみハンドブックというのはすごく必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、このおくやみハンドブックについての町長の見解をお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ハンドブック、手引なんではないですか、そういったものがいろいろあったほうがいいということで作っておられると思いますが、そういったことも含め、今も見直しをしてるところですが、そういうところを含めながら研究していきたいということでございます。町のほうでも、今後そういったことも考えておるところでございますので、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

ぜひこのおくやみハンドブック、流れ1枚だけのペーパーだけでなく、やはりこういうもっと詳しく説明が書かれているこういうハンドブックは本当に必要だと思いますので、今後取り組むということですので、ぜひ取り組んでいただければと思います。

窓口サービスは、死亡手続に限らず、子育てや福祉関係もワンストップのサービスがこれからはもっと充実したそういう窓口が求められてきますので、ぜひさらなる住民に寄り添った取組をこれから取り組んでいくことに期待いたしまして、1件目の質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

それでは、2件目の帯状疱疹ワクチンの周知と予防接種に助成をについて質問を行います。

加齢とともに健康に問題を抱える人が増え、加齢に伴う医療ニーズの増大は国民医療費に大きく影響し、医療費削減の取組が課題となっております。

取組の1つに高齢者への予防接種が挙げられ、基本的には肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチンが推奨されております。

しかし、带状疱疹ワクチンは定期接種にはなっておりません。また、接種対象年齢が50歳以上となっておりますが、この带状疱疹ワクチンについての認知度は低いと感じております。さらに带状疱疹発症後の後遺症は長く生活に影響を及ぼすと聞いております。

以上のことから带状疱疹ワクチンの周知と予防接種の助成について町長の所見をお伺いします。

1 要旨目、带状疱疹を発症した場合の一般的な症状、後遺症は。また、予防方法と治療方法についてお伺いします。

2 要旨目、予防接種の必要性は。また、どのように周知しておられるのか、伺います。

3 要旨目、带状疱疹ワクチン接種に対する助成は考えられないのでしょうか。  
以上、お伺いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

带状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスが原因で起こる病気です。水ぼうそうは、多くの方が子供の頃にかかり、発症後1週間程度で治ります。しかし、ウイルスが消滅したわけではなく、体の神経の細胞が集まった部分である神経節に潜んで、休眠状態となり、加齢やストレス、疲労などで免疫力が低下したときに休眠状態であったウイルスが活動を再開し、神経節から出て皮膚に帯状の水膨れをつくる症状から带状疱疹と呼ばれるものです。患者数、罹患率ともに加齢に伴い増加する傾向にあり、50代で上昇し、70代での発症頻度は1,000人当たり8人以上のピークとなる調査結果も出ております。

1 要旨目の带状疱疹の症状と後遺症ですが、神経の通っている体の左右どちらかにぴりぴりちくちくした傷みが生じ、しばらくするとその部分が赤くなり、やがて水膨れになって神経痛のような激しい痛みを伴います。痛みが始まってから水膨れが治るまでの間は通常約3週間から1か月です。痛みは水膨れが治る頃に消えますが、治った後も長期間にわたってしつこく痛むことがあります。これは「带状疱疹後神経痛」と呼ばれ、高齢者に多いものです。带状疱疹後神経痛にまで進行する前に、でき

るだけ早く皮膚科で診てもらわなければならないと言われております。

予防につきましては、帯状疱疹は加齢、病気、疲労、ストレスなどで身体の抵抗力が落ち、おとなしかったウイルスが活動し始めることで起こります。完全に帯状疱疹を予防する方法はありませんが、日頃から栄養と睡眠を十分に取り、適度に運動を行うなど心身の健康に気を配り、体力を低下させないことが最も大切と言われております。

最後に治療法ですが、他の病気と同様に帯状疱疹の場合もできるだけ初期に治療を始めたほうが早く治ります。帯状疱疹の治療は原因療法として抗ウイルス剤、対症療法として消炎鎮痛剤が処方されます。抗ウイルス剤はウイルスの増殖を阻止して、治癒を早めます。神経がまだ破壊されていない初期の段階で使用すれば帯状疱疹後神経痛の予防が期待できます。また、傷みがひどい場合は神経ブロックを行って痛みを止める治療法が有効と言われております。

次に、2要旨、3要旨目を合わせてお答えいたします。

ワクチン接種で防ぐことが可能な病気につきましては、病気を防ぎ、全体の健康レベルを高める観点から、有効なワクチンの活用を考慮していくべきと考えております。一方、定期接種導入後に副反応が社会的に問題になってしまったワクチンもあり、注意は必要です。

周知につきましては、帯状疱疹ワクチン接種は任意接種であり、まだ定期予防接種となっておりませんので、現在は接種を推奨する周知広報は行っておりません。

帯状疱疹ワクチンについては、効果の持続性や発症頻度等から導入に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などについての議論が現在、国の厚生科学審議会において行われ、定期接種化に向けた調整が進められており、こうした国の動向を今後も注意してまいります。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

それでは、質問させていただきます。

まず、何の病気でもそうなんです、原因としましてやっぱり普段人間の体というのは免疫力の力によってウイルスや細菌から身を守っているわけであり、それ



で疲労やストレス、様々なものが積み重なると免疫力が低下して、そしてまた様々な病気を引き起こすというわけなんですけれども、これ帯状疱疹は、水痘、水ぼうそうと同じですけども、それから帯状疱疹ウイルスと一緒に起こす病気でありまして、一度感染するとこれもう体にすみついてしまうというか、体から排出されることがなくなって、体の中にずっと神経の細胞が集まっている神経節にウイルスが潜んでいて、そして50代、60代、70代の免疫力が低下した頃に、この帯状疱疹となって発症するということでありますけれども、小さい頃に水ぼうそうを発症したことがある人は、若いときになる人もいるでしょうし、高齢になってから発症する人もいると思うんですが、帯状疱疹を発症する可能性が大きいということでもあります。

ですから、本当に先ほども町長が答弁でおっしゃいましたが、やはり免疫力を高める取組が、これは予防としては大事な取組だなと思っております。

そんな中で、やはり症状につきましても町長がお話しされたとおりに、何か聞いているだけでもこっちも痛くなってくるようなそういう感じがする症状であります、やっぱりその後遺症となりますと、神経や角膜が侵されて重症化すると神経痛、難聴、失明、脳卒中なども起こす重い後遺症が残るリスクがあるということです。私の身近でも帯状疱疹になって長い間の帯状疱疹後神経痛に悩まされた方がいらっしゃいました。その方はもう何十年もその痛みを抱えながら、最後は、病名は別にしてもその痛みを持って亡くなったという方もその近くにはいらっしゃいました。

また同年代の方でも、やっぱり帯状疱疹になって、そしてその神経痛が残ったために仕事をやめて、家にいて、何をすることもその症状が出てきて大変だという方もいらっしゃいます。ですから、予防の方法としてはやはり免疫力を高めて、そして、その発症しないという取組が大事になるわけなんですけれども、今の時代ストレスのない人ってまずいらっしゃらないでしょう、そうすると何らかの形が重なり合って発症する方々が多くなってくると思います。

やはりその予防としては、やっぱり発症したら治療をするのは、それは当然なんですけれども、最も大事なのはその前に予防接種をすることによって発症をさせない取組が一番大事だと思うんです。そのためには、やっぱり帯状疱疹ワクチンが一番有効なのかなと思うんですが、町長の答弁では、まだ定期接種になっていないのでということで、ここで取組がなかなか進まないようなんですが、以前、肺炎球菌ワクチンについて質問したことがあります。そのときもやはりまだ定期接種になっていなかった時期だったので、国の動向を見てからという答弁を多分いただいたと思っております。そのときは、肺炎球菌ワクチンは、平成22年度に任意接種で町単独として接種が

始まったわけなんです、そのときは助成3,000円で、多分あの頃は肺炎球菌ワクチンは8,000円ぐらいしたと思うんですね。それが3,000円助成で、平成22年度から始まりました。そして平成26年度の9月まで任意接種で町単独で助成を行い、肺炎球菌ワクチンを進めてきたわけでありまして。そして、10月1日より国のほうも重要だということで、定期接種に変わったわけでありまして。

この国の動向じゃなくて、本当に肺炎となると、やっぱり重症化すると命にかかわるということで、やはりそれは危険だということでそういう取組が平成22年から26年度まで町単独でやっていて、今度国の任意接種になったわけなんですけれども、任意接種になったときには、結構町民の皆さんが多く受けられました。

带状疱疹ワクチンは、任意接種ではないというんですけれども、やはりこの命、重症化しても命にかかわらないにしても、このかかった人たちの苦痛はね、大変なものだと思うんです。その点をもう少し任意接種でないのと言ってはいますけれども、これらのことについてはどのように町長、お考えになりますか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

任意接種かそうでないかっていうか病気についてはそういうことはないんだというふうに思いますが、町としての周知する判断の1つの基準といいますかそういった形でやっておったところでございまして、带状疱疹につきましてはそういったことで周知はまだ広報をやっていないということをお願いしております。带状疱疹とか、そういったこと、今先ほど肺炎球菌のお話もあつたところでございしますが、こういったことにつきましては我々も判断しなきゃいけないんですが、お医者さんとかそういった方に、状況とかですね、そういったものを聞いて、そういったことも必要だというふうに思っております。今、病院のほうでもそういったワクチンの準備されてる病院と、準備されてない病院がまだまだあるようでございまして、お医者さん方の考え方がいいますかね、带状疱疹のそういったことについても、いろいろ町としてもお聞きするとかそういったことで、研究していきたいと思いますが、国のほうでも今、動向を見てというよりも、もう進んでるということでございますので、行われているわけでございますから、ですから、それと並行した形で考えてまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 （堀籠日出子君）

この带状疱疹なんですけど、治療期間というとやっぱり3週間から1か月治療期間がかかるわけで、これ治療費なんですけど、治療費も1週間で7,000円ぐらいかかると、それに軟膏とかかってもらうとまずそれにプラスして8,000円以上、1週間で7,000円以上の治療代というのはこれもすごく大きくなると思うんですね。ですから、やっぱりならないためのワクチンは、私は必要だと思っております。それでこの水ぼうそうのワクチン、1歳から3歳までは、平成26年度10月から定期接種になっております。平成28年から带状疱疹を予防する目的で50歳からワクチンを受けることができるようになったわけでありますので、先ほど町長も答弁でお話をされましたが、国のほうでも前向きに進めているということでありますので、国が取り組むと、それがいつになるか、ちょっと大分長くかかるのかなと思うんで、ぜひこういう町民が带状疱疹で苦しまないような、带状疱疹ワクチン接種への取組をご検討いただくことを期待しまして、私の一般質問を終わるつもりですが、この带状疱疹について、もう少しこの取組について町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

带状疱疹ということでありますけれども、いろいろな病気がたくさんあるというわけでございまして、そういったことについて町で、行政でどういうふうに関われるかということは常に大事なことというふうに思っております。そういったものにつきましても国の動向を見てという話になるところですけども、国の考え方、そういったものがまず基本に、専門的な分野でですね、ありますし、あとはやっぱりお医者さんのお話とか、そういったことも大事なんだろうなというふうに思っておりますので、そういった幅広い意見を聞きながらいろいろ対応については、考えていかなければいけないものだろうというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）

堀籠日出子さん。

1 4 番 (堀籠日出子君)

最後になりますけどこの帯状疱疹ワクチンの質問をするに当たって、私もワクチン接種をしまっていました。ワクチンは1回と2回の生ワクチンと不活化ワクチンという2種類あるんですけども、私は2回のほうを接種してきたんですけども、別に何ら後遺症もなく、今こうやって健在でおりますので、多分、ワクチンについて後遺症というのがそれほど危険なことはないなと思っております。まず、ぜひ期待して、私の質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時とします。

午後1時52分 休 憩

午後2時00分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を引き続き行います。4番佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、通告に従って一般質問を開始いたします。

3月16日福島県沖地震での復旧状況は。

令和4年3月16日、福島県沖地震により町内の被害が大きく見受けられました。道路の陥没やひび割れ、側溝が傾いているところなど、さらには住宅地の道路の下にある防火水槽が浮き上がるなどのかなりの被害を見受けられました。

復旧に時間と費用がかかるのは承知をいたしますが、付近に住まいしている方々はいつ頃直るのかというような不安を感じております。

道路に関する被害状況と復旧計画を伺います。

1 要旨目、道路や側溝、道路に関する防火水槽の被害状況をお願いします。

2 要旨目、上記の被害状況の復旧計画は。

3 要旨目、以前、街路樹整備において評判がよかったように復旧作業の予定を表示してはということでお伺いをしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは佐藤議員の質問にお答えをします。

初めに、1 要旨目の「道路や側溝、道路に関係する防火水槽の被害状況は」について回答いたします。

3月16日に発生いたしました福島県沖地震はマグニチュード7.4、町内震度5強の地震であり、町の公共施設につきましても被害が発生したものであります。

町道の被害状況確認につきましては、地震発生が深夜でありましたことから、発生時は主に幹線道路を中心に、そして早朝からは全ての町道を対象としたパトロールを実施したものであります。確認状況といたしましては、町道13路線において被害が確認され、内容としましては、舗装面のクラックや段差及び沈下、路肩部ののり崩れ等を確認しております。確認後は、歩行者や車両に対して注意喚起が必要な場所につきましましては、バリケードや赤色灯を設置したほか、舗装の段差箇所には仮舗装等の対応を図ったものであります。

次に、2 要旨目の復旧計画はでございます。

被害がありました13路線のうち、大きく工事を行う必要があります路線につきましては、国道の災害復旧事業を活用し復旧するものとしており、比較的被害が軽度なものにつきましては、4月の随時会議でご承認いただきました単独災害復旧費によりまして対応するものとしております。

今回、国の災害復旧工事事業としましては、町道大崎三ノ関線、長窪線、魚板兵士ヶ原線の合計3路線を対象としており、国の査定後速やかに復旧工事を進めてまいります。

その他の単独災害復旧につきましては、5月に町道熊野大沢線復旧工事を実施しており、残りの路線につきましても工事を発注し、請負業者が決定いたしましたので、順次復旧を図ってまいります。

次に、3 要旨目の「復旧作業予定の表示」についてであります。

令和3年度町道吉岡吉田線歩道部根上がり解消に伴う街路時伐採に当たりまして、

伐採いたします樹木に目印をつけ、住民の皆様にお知らせをした経緯がございます。  
復旧工事を行う際には、他の工事でも行っておりますが、工事看板を設置し工事周知を図るほか、工事に関係いたします地区の皆様には工事範囲を示す位置図や工事予定期間を記載した回覧文書を作成し、区長さんのご協力もいただきながら周知を図ってまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

まずは、再質問に入る前に、通告で側溝の件や、住宅地の道路の下にある防火水槽が浮き上がるという被害についてもお伺いしたのですがその点の答弁をいただいてないようにも受け取ったのですがいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の震災の被害において、そういった被害は、震災においての被害はなかったということでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

私が見た場所、主なところなんですけれども、一番は4号線と交差するですね、チェーン店のラーメン屋さんがある交差点とか、あとは大和警察署がある交差点、要は国道と交差する道路ですね、あそこの境目付近がかなりひび割れ、そういうのを見受けられたので、それは地震によるものかなあというのを思ったので、質問させていただきましたが、それは今回の地震とは関係ないという認識でよかったですでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その場所、現場につきましては、担当課のほうからお答えさせます。

議 長 （高平聡雄君）  
都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、佐藤議員のご質問にお答えします。

今の路線でございますが、町道の吉岡吉田線、あと町道の吉田落合線とっております。まず、吉岡吉田線につきましては、国道とですね、境目付近は段差、もともと段差とかもありまして、そこについては一部補修させていただいて対応しているものとなっております。その他の吉田落合線につきましても、そのときには発生してなくてですね、その後、余震等もございまして、その後の段差等がございますので、ちょうど国道との境目でございますので、町道なのか国道なのかも含めながらですね、確認をして調査するような形になってございますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

そうすると、そもそもの道路状況、被害状況の認識が違ったので何とも言いようがありませんが、今回一般質問するに当たってですね、やっぱりその災害に強い道路づくりというのを最初に考えました。当然、通告書と違ってくると思うんですけども、以前から西部地区がこれから製作されるということで、当然、吉岡吉田線、それから吉田落合線が延伸されるということですね、新しい道路を造っていただきます。それに際しまして、例えば今までどおりの造り方で造って、地震が当然災害が起きた時点で、やっぱりまた災害だから壊れたねっというような道路づくりはやめてほしいなというようなのを考えて質問をさせていただきました。ところが、実際今答弁をいただくと、私の思っているそういう道路の被害状況と、それから実際に確認をし

ていただいた被害状況というのが大きく隔たりがあるんですが、その辺を踏まえて、もし、それが再質問に値しないよということであれば考えさせていただきたいと思いますので、その辺を答弁、お願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤議員にお伺いをします。

ただいまのは前段の質問で、この質問範囲を逸脱しているということであえて発言されたことでしょうか。ということであれば質問通告外の質問ということになりますので、質問の要旨を変えてください。佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

そうですね、13路線の件につきましては、私もそちらのほうは準備をしておりますので、そこに話を持っていくとなれば、私はこれ以上何もお話をできないんですが、防火水槽の件も何も被害はなかったと受け取ってよかったですでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどもご答弁いたしました。今回の震災における被災、被害といいますか、そういったご質問でございましたので、震災における被害はございませんでしたということでございます。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

大変申し訳ございませんが、私が質問した道路に関して、これからのことも含めての道路づくりをぜひ考えていただきたいなということをもって質問をしたつもりですが、そういう意味で通告書とすれ違いが多いということで、今回の私の質問は以上で終わらせていただきたいと思います。

以上です。



議 長 (高平聡雄君)

以上で佐藤昇一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後2時15分 延 会